鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年１２月２３日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２２号

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年鳥取市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「この条例の施行の日から起算して５年を経過する日」を「令和７年３月３１日」に改める。

（鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年鳥取市条例第６８号）の一部を次のように改正する。

附則第３項から第５項までの規定中「平成３２年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。

（鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正）

第３条　鳥取市認定こども園に関する条例（平成２９年鳥取市条例第６９号）の一部

を次のように改正する。

附則第４条から第６条までの規定中「平成３２年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。